

○能代市大館能代空港利用促進助成金交付要綱

平成 23 年 3 月 23 日

告示第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民の大館能代空港（以下「空港」という。）の利用促進を図るため、空港発着の航空機を利用したものに対し、市が航空運賃の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第 2 条 助成金の交付対象者は、搭乗する日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 本市内に所在する事業所
- (3) 本市内に扶養者を有する学生
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定に該当するものが次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付対象者としなない。

- (1) 官公庁の職員であって、公務による出張のために航空機を利用した場合
- (2) 事業所から航空機の利用に係る旅費が支給されているものであって、当該事業所からの申請によらず、助成金を申請する場合
- (3) 団体名が記載されている航空券を利用した場合（小中学校等の修学旅行による利用を除く。）
- (4) 特典航空券その他無料で搭乗することができる航空券を利用した場合

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、片道 1 回につき 2, 0 0 0 円とする。

(平 25 告示 61・平 30 告示 13・令 2 告示 24・一部改正)

(助成金の申請及び交付)

第 4 条 助成金の交付を受けようとするもの（搭乗者、搭乗者の同居親族である代理人又は未成年者の場合は保護者）は、大館能代空港利用促進助成金交付申請書（兼請求書）（別記様式）に必要事項を記入し、第 2 条に該当するものであることを証明する書類を添付して、搭乗した日から起算して 3 0 日以内に市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(平 30 告示 116・令 2 告示 158・一部改正)

(助成金の返還)

第5条 市長は、助成金の交付を受けたものが、偽りその他不正行為により助成金を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(令2告示158・旧附則・一部改正)

(新型コロナウイルス感染症の影響による助成金の額の特例)

2 令和3年1月1日から同年3月31日までの間に搭乗したものに係る助成金に関する第3条の規定の適用については、同条中「2,000円」とあるのは、「5,000円」とする。

(令2告示158・追加、令3告示161・一部改正)

3 令和3年12月1日から令和4年3月31日までの間に搭乗したものに係る助成金に関する第3条の規定の適用については、同条中「2,000円」とあるのは、「5,000円」とする。

(令3告示161・追加)

4 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間に搭乗したものに係る助成金に関する第3条の規定の適用については、同条中「2,000円」とあるのは、「5,000円」とする。

(令4告示135・追加)

附 則(平成23年6月3日告示第91号)

この告示は、平成23年6月3日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成23年8月31日告示第115号)

この告示は、平成23年8月31日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示第61号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(助成金の額に関する経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、この告示の施行の日以後に搭乗したものについて適用し、この告示の施行の前日に搭乗したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成26年2月1日告示第5号)

この告示は、平成26年2月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日告示第21号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 6 日告示第 13 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(助成金の額に関する経過措置)
- 2 改正後の第 3 条の規定は、この告示の施行の日以後に搭乗したものについて適用し、この告示の施行の前日に搭乗したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 7 月 19 日告示第 116 号)

この告示は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 12 日告示第 24 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(助成金の額に関する経過措置)
- 2 改正後の第 3 条の規定は、この告示の施行の日以後に搭乗したものについて適用し、この告示の施行の前日に搭乗したものについては、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 12 月 15 日告示第 158 号)

この告示は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 11 月 19 日告示第 161 号)

この告示は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する

附 則(令和 4 年 9 月 28 日告示第 135 号)

この告示は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 4 月 1 日告示第 51 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 8 月 29 日告示第 116 号)

この告示は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 11 月 1 日告示第 137 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第 2 条第 2 項の規定は、この告示の施行の日以後に搭乗したものについて適用し、この告示の施行の前日に搭乗したものについては、なお従前の例による。